

The Society for Study of Special Needs Education and Integration (SNE)

特別なニーズ教育とインテグレーション学会(略称：SNE)

会報 第1号

1995年10月10日発行

「特別なニーズ教育とインテグレーション学会」設立準備委員会

事務局 〒184 東京都小金井市貫井北町4-1-1

東京学芸大学障害児教育学科高橋智研究室

☎ 0423(25)2111 内線 2521

目次

- | | |
|---|---|
| 1・巻頭言
清水貞夫：SNE学会がめざすもの | 5・SNE学会研究集会報告
伊藤寿彦：94年11月研究集会報告
金澤貴之：95年6月研究集会報告 |
| 2・SNE学会第1回研究大会(設立大会)案内 | |
| 3・私とSNE研究
渡部昭男：「択一システム」から「統合システム」への転換研究
渡辺健治：日本とロシアのSNE研究 | 6・6月研究集会、大学院・若手セミナー参観記
左藤敦子、柴田久志、三上たみ、伊部三奈子、新井英靖 |
| 4・事務局報告
高橋智：SNE学会設立の背景と準備経過について | 7・〈イブリー〉最近の障害児教育学研究文献リスト
8・SNE学会新聞掲載記事再録
9・SNE学会会員名簿
10・SNE学会入会案内、会則(案)、諸規定(案) |

1. 巻頭言

SNE学会のめざすもの

清水 貞夫(宮城教育大学、学会代表理事)

1990年代にはいつて、ユネスコは学校教育を享受できないでいる子どもが多数にのぼる事実注目して、「すべての子どものための学校」を世界で実現するよう運動を展開してきました。そして、学校教育を享受できない子どものほとんどが、障害児を含めて「特別

なニーズ」をもつという事実に着目して、「特別なニーズ教育」という概念でインクルーシブな学校教育の実現を唱導しています。「特別なニーズ教育」の主張は、障害児教育の否定ではなく、障害児をふくめて「特別な教育的ニーズをもつ子ども」の一人ひとり、適

切な教育保障を享受すべきであり、ニーズに対応して必要とされる「特別な教育サービス」の提供が受けられなければならないというものです。

こうした「特別なニーズ教育」の主張は、障害児に限定して「特殊教育」を提供する障害児教育のあり方に反省を求めているばかりか、障害児の教育を「特殊教育」として視野にいれない通常教育のあり方にも反省を求めているといえます。

今日、日本の教育は不登校やいじめなどに示されるような教育病理を抱えています。そうした病理を解決する上でも「特別なニーズ教育」という概念が重要な役割を担うのではないのでしょうか。しかし私たちは、無批判に「特別なニーズ教育」を日本に導入しようとしているわけではありません。

2.

「特別なニーズ教育とインテグレーション」 学会第1回研究大会(設立大会)案内

1. 期日 1995年11月25日(土)～26日(日)

TEL 0423(25)2111 内線2521

FAX 0423(27)1800

2. 会場 東京学芸大学(JR中央線・武蔵小金井駅北口下車、改札そばの京王バス停から小平団地行きに乗車、東京学芸大学正門前下車、所要時間15分)

*事務局へのご連絡は、郵便またはFAXにてお願いいたします。

FAXの場合は、文頭に「障害児教育学科・高橋研究室」と必ず明記して下さい。

3. 大会準備委員会

準備委員長 渡辺 健治(東京学芸大学)

事務局長 高橋 智(東京学芸大学)

事務局

〒184 小金井市貫井北町4-1-1

東京学芸大学障害児教育学科

高橋智研究室

4. 大会日程

8:30	11:00	12:00	13:00	14:00	14:30	17:00	17:30	19:30
11月25日		9:30	12:30	14:30	17:30	19:30		
	受付	課題研究A	課題研究B	課題研究C	課題研究D	全体シンポジウム	懇親会(非会員の方もご参加ください)	
		評議会	編集委員会	設立総会	休憩			

*学会当日の大会本部 東京学芸大学 B 号館、障害児教育学科研究棟 1 F 階段教室
本部直通電話 直 0305860159 (大会両日のみ)

私たちは2年前から、本学会の設立にむけて研究会を開催しながら、準備を進めてきました。そこでの思いは次のような3点です。すべて子どもたちのための学校教育を実現化することを願う多くの人たちの参加を願っています。

*「障害児」「健常児」という区別によって実践や学問研究に境界をもうけるのではなく、その統合をめざします。

*一人ひとりの子ども・青年の特別な教育的ニーズの存在を認め、その内容を明らかにして、特別な教育的措置と指導のあり方を障害児教育をふくめて理論と実践の両面から探究します。

*「特別なニーズ教育」の内容、方法・技術、補助装置などに関する実践研究を学会の主要な課題の一つとして位置づけます。

5. 大会参加費

正会員・非会員	5000円
(「発表要旨集録」代含む)	
学生会員(大学院生以下)	3000円
(同上)	
シンポジウムのみ参加	2000円
(「発表要旨集録」代含まず)	
懇親会費	3000円
(学生1500円)	
「発表要旨集録」のみの代金	2000円

6. 大会プログラム

[第一日目] 11月25日(土) 総会・シンポジウム
11:00～12:00 1995年度第2回評議会・理事会
(B号館・障害児教育学科研究棟、3階演習室)
12:00～13:00 学会誌「SNEジャーナル」、1995年度第1回編集委員会
(評議会・理事会と同じ場所)
12:00～ 受付開始
*初日は、一般講義棟新3号館で受付を行います。最初に受付の手続きをすませて下さい。その際に、「参加章・ネームプレート」を受け取り、大会開催中は必ず着用して下さい。
*当日、学会加入を希望される方は、参加費とは別に7000円(会費5000円、入会金2000円)をご用意下さい。

13:00～14:00 SNE学会設立総会(338教室)
14:30～17:00 全体シンポジウム(338教室)

特別なニーズ教育をどう創造するか —21世紀を展望して—

司 会：清水貞夫氏(宮城教育大学)

渡辺健治氏(東京学芸大学)

シンポジスト：

山口 薫氏(明治学院大学)「新しい特殊教育をどう創造するか」

窪島 務氏(滋賀大学)「日本における特別なニーズ教育の構想」

位頭義仁氏(鳴門教育大学)「交流・統合教育の可能性と限界」

指定討論者：

豊田康夫氏(援助教育コンサルタント)

山口 勇氏(都立江東養護学校長)

松矢勝宏氏(東京学芸大学)

17:30～19:30 懇親会(キャンパス内・第2むさしのホール)

[第二日目] 11月26日(日) 課題研究

(一般講義棟・新3号館)

9:30～12:30 「課題研究報告」A・B分科会

1 報告：20分報告・10分質疑

A分科会：「障害児学校・学級の現状と将来」

<趣旨>

障害児を含めて通常の学校を「A School for All」とするには、障害児学校・学級で蓄積されてきた教育専門的な特別のケアが通常の学級においても実現されなければなりません。例えば、スウェーデンでもspecial educationの蓄積を通常の教育に取り入れることが重視されています。本分科会では、障害児学校・学級が存在が現在の通常の学級のどのような限界と関連するものであり、将来的には通常の学級へ移入することが可能なかどうかを探ります。

コーディネイター・座長：渡部昭男氏(鳥取大学)

報告者

①高橋浩平氏(東京都調布市立第一小学校)「特殊学級教育の実践からの提言」

②渡辺健治氏(東京学芸大学)「教育システムとしての障害児学校・学級の課題」

- ③湯浅恭正氏(香川大学)「養護学校・障害児学級の教育内容の課題」

B分科会：「通級学級の実践と課題」

<趣旨>

1993年度から実施された「通級による指導」は、文部省が通常の学級に障害をもつ子どもが在籍している事実を公式に認め、その子どもたちへの特別の教育方策を打ち出した点では評価できるものです。しかし、通級学級の小学校への偏り、指導時間、他校通級、教育対象の限定、通級学級と「特殊学級」の混同など、さまざまな課題をかかえています。本分科会では、そうした実態を実践的に検討していきます。

コーディネイター・座長：清水貞夫氏(宮城教育大学)

報告者

- ①植村芳美氏(東京都東久留米市立滝山小学校)
②長谷川安佐子氏(東京都新宿区立淀橋第一小学校)
③西村章次氏(埼玉大学)

14:00～17:00「課題研究報告」C・D分科会

C分科会：「学習障害児(LD)教育の実践と課題」

<趣旨>

学習障害児への関心が高まっていますが、その医学的・心理学的な研究に比して、教育学や教育実践の観点からのアプローチが不十分です。この分科会では、学習障害児の教育実践のかかえる諸問題、例えば教育的診断の基準と方法、教育内容、指導方法、思春期・青年期の発達の課題(性・進路・就職・自立)などにしぼって議論を進めていきます。

コーディネイター・座長：高橋智氏(東京学芸大学)

報告者

- ①依田十久子氏(千葉工業大学)「思春期のLD教育」
②徳永みな子氏(滋賀大学)「LDの教育的診断と教育方法」
③田中良三氏(愛知県立大学)「見晴台学園の6年間の教育実践」

D分科会：「特別なニーズ教育(SNE)とインテグレーション、インクルージョンの思想と原理」

<趣旨>

この分科会では、諸外国におけるSNEとインテグレーション、インクルージョンの取り組みについて検討します。本学会の性格上、他の分科会ではわが国の障害児教育をめぐる緊急かつ実質的な問題が発表テーマの多くを占めることとなりますが、この分科会では国際的動向を見据えながら、SNEの課題について基礎的、原理的な考察を進めていきます。あわせて、できるだけ多くの国に関する情報交換ができることを期待します。

コーディネイター・座長：荒川智氏(茨城大学)

報告者

- ①安藤房治氏(弘前大学)「アメリカのSNEとインクルージョン」
②加瀬進氏(京都教育大学)「スウェーデンのSNEとインテグレーション」
③玉村公二彦氏(奈良教育大学)「オーストラリアのSNEとインテグレーション」

7. 諸連絡事項

- ①大会会場での案内には、準備委員会章をつけた準備委員および学生補助員があたります。お気軽にお訪ね下さい。
②大学の周辺には食事をできる場所が数軒しかありません。第二日目の昼食については大会会場で仕出し弁当の予約販売をいたします。予約は第一日目の受付の際にお申し

込み下さい。

- ③会場に大会用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
④宿泊については、下記の公共宿泊施設を参考に、各自でご予約下さい。都内のホテルはもともと取りにくい上に、当日は、国公立大学の推薦入試とも重なって混み合いますので、早めにご予約されたほうが良いと思います。

公営宿泊施設案内

○東京厚生年金会館

〒160 新宿区新宿5-3-1

☎03-3356-1111

JR新宿駅から徒歩15分、地下鉄丸の内線新宿御苑前駅から徒歩5分。洋室シングル6960円より。

○東京・中野サンプラザ

〒164 中野区中野4-1-1

☎03-3388-1151

JR中央線中野駅前。洋室シングル6300円、ツイン11600円より。

○こまばエミナース

〒153 目黒区大橋2-19-5

☎03-3485-1411

京王井の頭線駒場東大前駅から徒歩5分。洋室シングル5800円より。

○ゆうぼうと

〒141 品川区西五反田8-4-13

☎03-3490-5111

JR山手線五反田駅近く。洋室シングル6500円より。

○サンピア多摩

〒206 多摩市落合2-31-1

☎0423-76-8511

京王、小田急多摩センター駅から徒歩10分。洋室シングル6840円。

○東京ガーデンパレス

〒113 文京区湯島1-7-5

☎03-3813-6211

JRお茶の水駅徒歩5分。洋室8300円より。

3. 私とSNE研究

「択一システム」から「統合システム」への転換研究

渡部 昭男(鳥取大学)

私の本来の専門は「教育行政学」です。私が大学の専門課程に進んだ頃は、養護学校教育の義務制を前にした時期で、教育行政学や教育法学においても障害児教育の問題は一大関心事となっていました。在学中は、戦前の児童保護事業を対象に「社会連帯思想」の法制化過程を明らかにする歴史的研究を行っていました。

私が、障害児の就学相談に携わるようになったのは、大学院を終えて大学に職を得てか

らです。就学相談の中で、私は、現行の「特殊教育」法制に対する保護者側からの視点を学ぶことになります。マスコミ等では「特殊教育か統合教育か」という選択問題に焦点化された報道がよくなされていましたが、保護者の多くが「特殊教育も統合教育も」という希望を有していたことは新鮮でした。そこには、択一システムの枠中で通常学級を選択する発想ではなく、居住地域での統合を専門的ケアを同時保障しつつ達成する方向が提示さ

れていると確信しました。行政的には、従来型の諸サービスの「択一システム」から「統合システム」に転換しうるかという問題です。以後、私は、「択一システム」から「統合システム」への転換可能性を探る実証的研究に力を注いできました。

大きくは以下の4つの作業を行ってきました。一つ目は、重度重複障害児の問題です。専門的ケアが最も求められる重度重複障害児の教育実態はどのようなになっているのか、また「統合システム」は可能なのか？訪問教育制度の検討や重症心身障害児の授業研究がそれです。二つ目は、後期中等教育の問題です。選抜制で非義務制の高等学校制度を前提にして「統合システム」は可能なのか？希望者全入実態調査や青年期教育研究がそれです。三つ目は、人的条件整備の問題です。「統合システム」はどんな専門性を兼ね備えた教職員の配置を要請しているのか？学級編制・教職員

定数や人事異動の実態調査研究がそれです。四つ目は、教育的統合の問題です。通常学級への統合を含む広義の教育的統合はどこまで進んでいるのか？交流教育や位置的統合の実態調査研究がそれです。これらの作業の上に、『教育法コンメンタール』（1992、日本評論社）の「学校教育法 第6章 特殊教育」の解説において、「特別な教育」の新概念と障害児の「特別な教育的ケアへの権利」を試論的に提示したところです。会員の皆様に広く御検討いただければと思います。

最後に、私たちが究明しようとしている「SNE」とは、「特殊教育」の遺産上というよりは、歴史的には「すべての者の学校」という統一学校や総合制学校運動の延長にあります。変革されるべきは通常の学級をも含む学校教育全体なのです。その意味では、通常教育を対象とした研究者・教育者にも多く参加していただきたいと願っています。

日本とロシアのSNE研究

渡辺 健治(東京学芸大学)

私のこれまでの主たる研究は、ロシアの知的障害児教育史の研究と養護学校の教育課程研究である。ソビエト期のロシアにおける教育は、難聴児や言語障害児にも特別な学校を設置して対応するという分化型あるいは分離型の体制であった。1970年代までは、ソビエト期の教育理論への関心も高かったが、重度障害児への対応の遅れや統合教育をめざしていないなど国際的な潮流からの隔絶感は否めず、日本におけるロシア研究への関心は次第に減退していった。

そのような中でも、ヴィゴツキー(1896-1934)の障害児教育理論は私にとってひとつの救いであった。70年も前に、彼は通常の学校と障害児学校・学級との統合、すなわちコンビネーション・システムの創出を重要な課題としていたのであった。また1920年代ロシ

アで盛んになり、1930年代半ばにスターリン体制によって廃絶させられた児童学研究において、ヴィゴツキーは「困難児」という概念を創出した。その概念には、①教育困難児(教育的放置・浮浪・非行)、②精神障害、神経症の子ども、③知的障害、聴覚障害、視覚障害、病弱児などが含まれ、それぞれにあった教育的対応を考え出そうとしていた。

その成果の一つに教育困難児のための補助学校が設置されだしたのだが、それも撤廃されてしまった。今日の統合教育や特別なニーズ教育にストレートには結びつかないにしても、先行的な試みであったのだが、命令的官僚体制のなかではついぞ評価されることはなかった。

現在、ロシアにおいて、「特別な教育に関する」ロシア連邦法案が試案として示されて

おり、これまでの分離型教育から「特別な教育的ニーズ」という概念を中心にした国際的動向に合致した教育体制がめざされている。歴史的な評価の再検討も含め、ロシアのSNE研究がこれから可能になってくるだろうと期待している。

養護学校の教育課程を研究しながらも、児童数の減少や統合教育の進行は、たえず気になっていた。最重度の障害児も含めた教育実践の蓄積は高く評価できるだろうが、このままの体制ですむわけもなく、大きな改革の必要なことをひしひしと感じていた。そうしたことが私のSNE学会設立参加への大きな動機となっている。

日本特殊教育学会の障害児教育システム研究委員会で昨年度の養護学校の調査に続き、現在、特殊学級の実態や今後のあり方について調査を実施しており、今年度末までにまとめる予定である。

4. 事務局報告

SNE学会設立の背景と準備経過について

高橋 智(東京学芸大学、学会事務局長)

1. SNE学会設立の背景と経過 ー設立準備委員会の結成までー

障害児教育学を基礎にした学会を作って専門研究を深め、また障害児教育学の後継者づくりにもインターユニヴァーシティで共同で取り組んでいきたいという考えは、十数年前から今回の発起人たちの中にあった(その当時は20代・30代前半の大学院生や若手研究者であった)。そしてその時々、日本特殊教育学会や日本教育学会においてワークショップ、ラウンドテーブルなどを開催し、意見や構想の交流をしながら、機が熟するのを待っていた。

SNE学会設立の直接的な端緒となったのは、1993

年10月1日～3日の日本特殊教育学会第31回大会(福井大学)におけるワークショップ「障害児教育学研究の最前線と最先端」(企画:高橋智・渡辺健治)である(参加者:50名)。このワークショップは研究の「たこ壺化」の現状から脱却する第一歩として、障害児教育学の諸領域の研究成果や重点課題についての率直な研究交流を目的として開催された。

話題提供は、①「障害児教育学と『一般教育学』との間のギャップにどう橋渡しをするべきかー教育学における障害児教育学の今日的な位置と役割ー」(窪島務)、②「障害児教育行政の動向と課題」(渡部昭男)、③「学習障害児教育研究と教育実践の動向」(田中良三)、④

「障害児教育課程研究の動向」(渡辺健治)、⑤「ドイツ治療教育学説史研究の動向」(岡田英己子)、⑥「ドイツ語圏におけるハインリッヒ・ハンゼマン研究」(富永光昭)、⑦「日本障害児教育史研究の課題と展望」(高橋智)など、多面的な領域にわたっている。議論においては、一般教育学と障害児教育学とのギャップを埋めることがどのように可能か、現行障害児教育制度改革の課題、障害児教育学研究の将来展望などについて多様な意見が論争された(詳細は「特殊教育学研究」第31巻4号、pp.113-114を参照)。

第二の取り組みは、1994年3月25日～26日に、日本福祉大学において「障害児教育基礎理論研究会」の名のもとに合宿の研究交流会が持たれたことである(企画：高橋智・窪島務、参加者16名)。研究報告は、①「『Special Educational Needs』とインテグレーションに関する国際的な議論の特徴－理論的「おもしろさ」(actual)の「おもしろい」(active)研究を－」(窪島務)、②「ロシア知能遅滞児教育史の研究」(渡辺健治)、③「障害者教育の社会史の方法論について」(伊藤寿彦)、④「ナチス初期障害児教育改革論の検討－その内実と歴史的意味－」(荒川智)である。

この交流会において、「インテグレーション教育学会(仮称)」の設立が提案された。その設立趣旨について、「真の障害児教育理論の探究」「障害児者を権利主体、教育権の主体とする立場からの教育理論の探究」「社会的視点を重視し、浅薄な実証主義的・没価値的な立場をとらない」「教育実践研究を教育学研究の正当なテーマとし、その研究方法論を深める。教育実践研究を定量的、似非客観主義的方法に封じ込めるやり方を批判し、教育実践の科学を確立することを目指す」「現代的テーマに大胆に取り組み、荒削りではあっても斬新な研究、新しい方法論的な試みを促進することなどが活発に議論された。

また研究対象については、インテグレーション

概念を広くとらえ、伝統的な障害児教育学から通常教育まで、教育学の対象全般をカバーすることや、通常教育学と障害児教育学の協同を追究することなどが討論された。そして学会設立は急がずに、1995年の秋をめどに、時間をかけてその可能性を追究していくことになった。

第三の取り組みは、日本教育学会第53回大会(1994・8・24-8・26、東北大学)におけるラウンドテーブル「学習困難児(Children with Learning Difficulties)教育問題の国際的動向と日本の課題」の開催である(企画者：窪島務・高橋智・渡辺健治)。そこでは「学習困難」の概念を軸としながら、障害児教育が通常教育との協同・連携的関係の確立を図りながら、両者の「谷間にいる子ども」の問題にどのように接近していくかということを意図した。話題提供は、①「ロシアの心理発達遅滞児教育問題」(渡辺健治)、②「子どもの学業不振状態は通常教育および障害児教育分野で如何に議論されてきたか」(清水貞夫)、③「ドイツにおける学習困難児問題」(窪島務)であった。

参加者は15名であったが、残念ながら予期した通りに、障害児教育以外の参加者は2名であり、それもマスコミ関係者(NHKと共同通信社)であった。通常教育学からは誰も参加されなかったということは、学会を設立しても彼らとの協同・連携までには、多くのハードルが横たわっていることを暗示しているようであった(詳細は「教育学研究」第62巻1号、pp.42-43を参照)。なおこの場で、4人の世話人(清水貞夫・窪島務・渡辺健治・高橋智)の名前で「インテグレーション教育学会(仮称)」の結成への呼びかけが行なわれた(8・24)。

第四の取り組みは、日本特殊教育学会第32回大会(1994・9・15-9・17、明治学院大学)においてワークショップ「障害児教育学研究の最先端問題」(企画：高橋智・渡辺健治・窪島務)を開催するとともに、山口薫氏、野口明

子氏ら明治学院大学の学会実行委員会の御配慮により会場をお借りして、「特別な教育的ニーズとインテグレーション学会設立準備総会」を行なったことである。

ワークショップは前回に引き続いて、障害児教育学の研究交流(論争、共同研究の組織化)を目的に開催されたが、60名以上の参加があった。話題提供は、①「通常学校における『特別なニーズ』を持つ子どもとの共同の教育実践論」(湯浅恭正)、②「障害児教育学における訓育と陶冶の関係」(稲富真彦)、③「地域療育経営に関する課題」(河相善雄)である(詳細は「特殊教育学研究」第32巻4号、pp.98-99)。

「特別な教育的ニーズとインテグレーション学会」(この時の学会名称案は「特別なニーズ教育」ではなく「特別な教育的ニーズ」であった)の設立準備総会は、特殊教育学会のなか日の9月16日(19:30-21:00)に、23名の参加で行なわれた。学会呼びかけ、学会会則案、学会誌の編集委員会規定、編集規程・投稿規程の検討とともに、今後の学会設立準備スケジュールが確認された。また学会設立準備委員会の準備委員として、次のメンバーが選出され、当面、準備委員会事務局は滋賀大学教育学部窪島研究室に置かれることになった。準備委員－清水貞夫(宮城教育大学)：代表、窪島務(滋賀大学)：学会誌担当、渡辺健治(東京学芸大学)：学会設立大会担当、高橋智(日本福祉大学)：事務局長、渡部昭男(鳥取大学)：学会誌担当、荒川智(茨城大学)：研究集会担当、河相善雄(兵庫教育大学)：事務局、伊藤寿彦(一橋大学大学院)：事務局。

学会準備委員会結成後の最初の取り組みは、1994年11月23日(13:00-16:00)に東京学芸

2. SNE学会設立準備委員会結成後の取り組み

大学20周年記念館で開催されたSNE学会設立準備委員会主催の第1回研究集会である

(参加者は約60名)。「『障害』概念を考える－学習障害、軽度MR、ノンカテゴリーと診断論－」のテーマのもとに、次のようなメンバーでシンポジウムが開催された。司会・コーディネーター：渡辺健治(13:00-16:00)(東京学芸大学)、高橋智(日本福祉大学)、シンポジスト：窪島務(滋賀大学)「SNEの概念についての批判的考察－国際的な議論から－」、清水貞夫(宮城教育大学)「学校システム内での障害カテゴリーのあり方」、茂木俊彦(東京都立大学)「『障害』概念を考える」、指定討論者：荒川智(茨城大学)。

その具体的な内容は、本会報の伊藤氏の執筆部分を参照していただきたいが、今後も学会大会とは別に、年1回以上はテーマを絞って、課題研究の形で研究集会を開催していくことが確認された。

1995年の新年早々の1月7日～8日に、熱海の「KKR 竜泉閣」を会場に合宿事務局会議を行なった。学会会則案、編集委員会規定、学会誌の編集規程・投稿規程などの諸規定の再検討、理事会・評議会・事務局の任務と構成、第2回研究集会の内容構想、11月25日～26日に予定しているSNE学会第1回研究大会(設立大会)の構想、学会誌の創刊号の企画と編集体制等についてじっくりと議論した。3月26日にも、横浜で事務局会議を開いて、上記の諸問題について引き続き検討を行なった。

1995年4月にはいつて、「特別なニーズ教育とインテグレーション学会(略称：SNE学会)」入会案内を作り、専用の口座を開設して、学会への呼びかけの活動を実際に開始した。そして6月10日、第2回研究集会の開催に先立って、SNE学会設立準備委員会の「第1回理事会・評議員会」を東京学芸大学20周年記念館で行なった。

理事会・評議員会(10名出席)では、これまでの準備経過について報告があった後、学会会則(案)等の諸規定(研究大会規定、研究委

員会規定、編集委員会規定、学会誌編集規程および投稿規程)、第2回研究集会、大学院生・若手研究者セミナー、学会設立研究大会、学会誌「SNEジャーナル」の創刊と企画内容、人事について提案がなされた。いくつかの修正を行なって、いずれも承認された。

人事については、以下の通りである。役員については、当面、学会を立ち上げて安定的に運営していくという大きな課題があるので、3年後に選挙による役員改選が行なわれることになった。

〈理事〉：荒川 智(茨城大学)
安藤房治(弘前大学)
小川克正(岐阜大学)
窪島 務(滋賀大学)
清水貞夫(宮城教育大学、
代表理事)
高橋 智(東京学芸大学)
渡部昭男(鳥取大学)
渡辺健治(東京学芸大学)
〈評議員〉：荒川 勇(元東京学芸大学)
大井清吉(平成帝京短期大学)
加藤康昭(元茨城大学)
藤島 岳(東洋大学)
山口 薫(明治学院大学)
〈監査〉：池本喜代正(宇都宮大学)
菅野 敦(東京学芸大学)
〈事務局〉：高橋 智(事務局長)
幹事：伊藤寿彦(一橋大学大学院)

5. SNE学会研究集会報告

(1)94年11月集会報告

第1回研究集会は、1994年11月23日(水)、「「障害」概念を考える」をテーマとして東京学芸大学で開催された。

当日は、まず司会の渡辺健治氏(東京学芸

三上たみ(東京学芸大学大
学院研究生)

金澤貴之(東京学芸大学大学院)

〈編集委員会〉

常任編集委員：窪島務(編集委員長)

荒川智

清水貞夫

高橋智

渡部昭男

渡辺健治

編集委員：位頭義仁(鳴門教育大学)

加藤康昭(元茨城大学)

河相善雄(兵庫教育大学)

田中耕治(兵庫教育大学)

中野善達(筑波大学)

藤井聰尚(岡山大学)

松矢勝宏(東京学芸大学)

渡辺益男(東京学芸大学)

理事会・評議員会の後に続いて行なわれた、SNE学会設立準備委員会第2回研究集会のシンポジウム「日本における特別なニーズ教育の可能性と具体化」(東京学芸大学329教室、約100名の参加)、および翌6月11日に開かれた「大学院生・若手研究者セミナー」(東京学芸大学障害児教育学科研究棟、25名参加)の概要については、本会報の記事を参照いただきたい。

(1995年7月23日)

伊藤寿彦(一橋大学大学院、学会事務局)

大学)と高橋智氏(日本福祉大学)より本研究集会の趣旨と学会の準備経過についての報告があり、続いて清水貞夫氏(宮城教育大学)、茂木俊彦氏(東京都立大学)、窪島務氏(滋賀

大学)の各氏による報告と、荒川智氏(茨城大学)の指定討論が行われ、フロアからも活発な質疑が行われた。

清水氏は社会システムにおける学校システムの独自性という観点から、学校教育では医学・心理学的診断による障害カテゴリーとは相対的に独自な「子ども分類」が必要であるとし、SNEに対応しうる対象論の成立要件を提起した。

茂木氏は心理学研究者の立場から、SNE概念に見られる原因論の軽視への危惧を表明した。医学・心理学的診断の結果は、教育の内容や方法に直接的にリンクするものではないが、子どもが示す状態像の把握に際して、その生物学的な意味での障害(impairment)との関係を認識しておくことが重要である。学校教育が医学・心理学的診断の知見をどのように受け止め、いかなる診断チームをつくっていくのか等の提起がなされた。

窪島氏は、SNE概念に関する国際的動向の批判的考察から、対象論や診断論なしのニーズ論は現在の教育への批判となり得ず、〈診断論-対象論-ニーズ論〉の間の関係を明らかにしていく必要があること、SNE概念

が国際的に認知されつつある一方で、SNEの中身は、各地域の歴史的、社会的状況により異なるという前提が重要である、カテゴリーのもつ普遍性、各カテゴリーのもつ特殊性、個別性が検討されるべきこと、通常の学校の教育の機能が見直されるなかで、SNEも明確になっていく。このプロセスでSNEが請け負っていく領域も明らかになってくるのではないかと、等について言及した。

以上の提案に対して、荒川氏は、障害、障害児の範囲をどう設定するのか、SNEの対象は障害児のみに限定するのかどうか、インペアメントとそれ以外の特別なニーズをもつ子どもの区別の教育(学)的意味(必要性、有効性等)という3つの論点を提起した。

フロアからは、ニーズ論と対象論の関係(渡辺健治氏)、SNEの概念は「進歩」と見るべきか、あるいは「時代に逆行」であるのか(高橋智氏)、SNEと障害階層論の関係(越野和之氏・奈良教育大学)、inclusionについて(渡辺益男氏・東京学芸大学)、等の質疑があつたほか、本学会における研究と実践との協同についても意見が出された。

(2)95年6月研究集会報告

金澤貴之(東京学芸大学大学院、学会事務局)

日時：1995年6月10日

司会者：窪島 務氏

提案者：①荒川 智氏「日本における特別なニーズ教育の可能性と展望」

②高橋晃氏「東京都の心身障害教育の現状と課題」

③豊田康夫氏「特別なニーズ教育の構想と具体化」

指定討論者：池本喜代正氏

荒川報告

1. 特別なニーズ教育(special needs education)とは・特別な教育的ニーズに応える指導である。
・伝統的特殊教育(special education)との違い。
これまでは通常教育と特殊教育との二者択一。一方特別なニーズ教育は、場に直結するものではない。子どもがもっている通常の教育的ニーズと特別なニーズの、特別なニーズの部分に対して応える教育。

2. 特別なニーズ教育の対象をどう考えるのか・障害の範囲の拡大か、障害児以外への拡大か

・インテグレーション政策の三つのタイプ
単線型統合志向 イタリア、スウェーデン
二重システム 西ヨーロッパ

多様型政策 アメリカ、デンマーク、
イギリス

・フォーマルな対象とインフォーマルな対象
イギリス：2%の登録者に対しLEAが
フォーマルに対応。20%のSEN
に対しては各学校の裁量
で対応。LEAはインフォー
マルに関与。

スウェーデン：特別なニーズを持つ子どもが
登録されていなくてもスペシ
ャル・ティーチャーが配置さ
れ、柔軟な対応がなされる。
推定約10%の子どもが援助を
受けている。

デンマーク：学習障害、行動障害を中心に、
実質的には約25%の子どもに
短期治療期間が対応。

どこまでを特別な教育の範囲に取れるかとい
う対象論よりも、臨機応変に特別なニーズ
に応えられる体制を作ることのほうが、重要
かつ効果的。

3. 各国の障害者教育ないし特別なニーズ教育の抱える共通の問題点

・通常教師の関心の低さ
・財政問題
・教育のエリート選抜との関係

4. わが国で最低限求められる施策

・少し発想を変えれば可能性はあるもの：学
級規模・編成上の工夫として、障害児が在
籍する場合はその学級の人数を押さえる。
複数担任の活用。軽度障害児学級と重度障
害児学級のそれぞれを公認。
・日本ではあまり展望はないもの：カリキュ
ラムの柔軟化。個々の学校の裁量範囲の拡大
・最近のひとつの危惧：複線型の復活と底辺

校レベルのインテグレーション。私立校と
公立校の分化、中高一貫性学校

高橋報告

1. 魅力ある心身障害教育の実現

－教育の量から質への転換－

- (1)教育内容・方法の見直し
- (2)複数担任制の見直し
- (3)教育目標をめざした指導へ

2. 教員の研修と養成

- (1)専門性の高い教員へ
- (2)研修の見直し
- (3)心身障害教育を教員養成課程の必修に
- (4)通常の学級の教師への研修

3. 就学指導体制の見直し

- (1)個別教育プログラムによる就学指導
- (2)保護者の就学判定・措置への関与の要求
- (3)定期的な就学措置の見直し

4. 心身障害児の理解・啓発

- (1)心身障害児理解教育推進事業の充実
- (2)通常の学校の管理職及び教員の研修
- (3)人権にかかわる権利擁護機関の設置
- (4)市民への理解・啓発活動

質問

嶋田：通常学級の先生とその他の先生の連
携について、具体的には？

高橋：要望は校長の立場から4月に文書で示
してあるが、それぞれの教師にフォー
マルにこうしろということは伝えてい
ない。20年以上の経験があり、もう自
然な関係になっている。

豊田報告

1. 特別なニーズ教育の構想

(1)時代のキーワード

生活者主権／インフォームドコンセン
ト／子どもの権利条約／個性尊重／Q

OL

(2)「特別なニーズ教育」に期待する理想の教育

- ①特別な教育的ニーズを持つ当事者(親
子)への援助教育の視点。
- ②発達の権利と「共に学び共に育つ」権利
を共に保障する人権尊重教育の視点。
- ③行政・専門家・教師と親とが対等の立
場で共同で築き上げる、親の対等参加
の視点。

(3)「実感的障害4区分」と個別教科学習 (通級指導を含む)保障のニーズ

A：身体・器官障害児

B：超軽度頭脳障害児

C：軽度頭脳障害児

D：重度頭脳障害児

B・C・Dの区分は、最終的には親の希
望で。

(4)通常学級における「特別なニーズ教育」 実現の要

- ①教員の発想転換：親をパートナーと認
め、納得のいくまで対話を尽くす。
- ②教員の大幅人員増：正規教員の単純加
配による複数担任制、又は自校通級制
の特別指導室の全校配置の実現。それ
までは心身障害学級活用方式が有効。
- ③「交流」では得られない「統合」の良
さ：お客様扱いによる緊張・遠慮の解消

2. 特別なニーズ教育の具体化(片平小の例)

制度的には心障学級を活用するが、実質的
には障害児を通常の学級の一員として位置づ
ける。そして心障学級の担任もその学級の中
に配置される。運用上「交流」とは捉えず、
他の児童と区別なく生活することを最重点に
保障する。また「学年室」での個別指導に相
当時間数を確保することも保障する。

質問

喜田：親の意見は大事だが、子どもはどうな

のかということがもつと大切。親の意
見と、子どもをどう捉えるかを、どの
ようにセットするのか。

豊田：「お子さんのために」という言葉で行政
や学校の都合が一方的に提示されるこ
とが問題。親の判断が正しいとはいえ
ないが、従来はあまりに親の立場が弱
かった。可能な限り親の意見を入れて
いってほしいというのが提案の主旨。

指定討論

池本：荒川氏へ。特別なニーズ教育の対象に
ついて。障害の範囲の拡大か、障害児
以外への拡大かといった二者択一では
なく、一直線上にあるものではないか。
対象の議論抜きでの教員配置の議論は
あまり現実的ではない。まず、フォー
マルな対象を考えることが重要。また、
既存の特殊学級、特殊教育諸学校をど
う生かしていくかが今後重要。

高橋氏へ。五本木小の実践の意義は、
通級の拡大解釈を良い意味でしていっ
たこと。文部省の通級指導の枠をいか
に崩していけるかが重要。

豊田氏へ。片平小の実践ふまえ、ど
ういう条件整備がなされるならば、統
合が可能なのかについて考えていく必
要がある。また、SENをもつ子への
一般の教員の意識の低さを指摘された
が、特殊学校の先生も同様で、危機意
識が低い。障害カテゴリーの提案の意
味はどこにあるのか。

荒川：対象の問題について。二者択一を求め
ているのではない。別の見方も必要だ
ということ。フォーマルな対象規定は
確かに必要。その上でインフォーマル
な対応も必要になる。今、地域によっ
て対応が違う。国レベルとして対応を
位置づける必要がある。高橋氏、豊田
氏へ。私が紹介した外国の問題点を日

本ではどう克服できるのか。

高橋：現在の学習指導要領は、子ども主体を目指すもの。現実にはどうかではなく、そのように変える努力が求められているということ。私はそれにあわせて、現実にはできるところから学校作りをしている。バリアを外しておくということが経営の発想であって、子どもがいるからいるその子にあわせて設備を作るのではない。教育ニーズがあつてからやるのではなく、ニーズがあつたときに、当たり前のこととして対応できるようにするという。通級制について。文部省では8時間が標準となっているが、教育に関する法律や生活権に関する法律は、あくまでミニマム。理想を求める校長がすることは、あくまでマキシマムを目指すこと。地域較差ができることを荒川氏は問題にされたが、私は較差ができて、あくまで自分の学校の子どもに責任を持ちたい。

豊田：運用型による複数担任制の効果について。研修の問題等、まだ十分ではないが、片平方式の場合、同じクラスに2人の担任がいて統合が違和感なく自然に行われている。また、2人でなければ、細かい個別指導もできなかっただろう。4区分について。当面の問題として、通級の対象が公式に精神薄弱という分野に及ぶようになってほしい。Aは従来通りの区分でよいが、精神薄弱についても3つに区分できれば、それぞれに手厚い対応ができるのではないかと。

フロアから

金子：特別なニーズ教育の対象について。対象を規定してから教育が始まるのではない。まず子どもたちがいて、そのニーズを明らかにしていこうという発想

がインクルージョンではないか。

渡辺：金子氏につけ加えて。世界はインクルージョンに向かっているようだが、日本の現状もふまえ、この学会ではこの流れをどう考えるのか。

港養護の教師：①養護学校とのネットワークについて。②不適應を起こした子の養護学校での体験入学へのご協力を。③小金井市では市の校長会で、心障の校長も一緒に子どもの問題について話している。ぜひ都の校長会でも心障の校長を招いてほしい。④心障経験者が校長になるように。

加瀬：障害児教育とSNEとの関係をどのように整理しているのか。通常のニーズ教育と特別なニーズ教育との関係でこれから先構想していくのか。

フロアへの回答

荒川：金子氏へ。将来的な展望としては全くその通りだが、日本の現実として、それが近い目標値になるかどうか。確かに盲・聾・養護学校はあるが、障害を持つかなりの子どもが、国の政策として放置されている。そうした中で、対象抜きに議論するのはどうか。またサラムンカ宣言でも、School for Allといいつつ、100%を想定してはいない。障害児教育とSNEの関係について。前者は対象を限定した教育であり、後者は内容を限定した教育。もう少し緻密に整理する必要がある。

高橋：インテグレーションかインクルージョンかについては、私の場合、いうまでもない。ただ、現実とのバランスの問題でやれることからやっていく。港養護の先生へ。①私は絶えず自分から幼稚園や保育園へ出かけていって、私の方針を理解してもらうように努めている。養護学校の先生が出かけられるこ

とをお勧めする。②相談の第一線に養護学校の先生が押しでて来てくれるとありがたい。また、行ったときに、養護学校の先生が大変すばらしいところを見せてほしい。私どものデータに基づいて、養護学校に行くようにお勧めはしているが、行かなかった子に対しては私の学校で現実的な対応をしている。③校長会については、私どもの区では、心障のものを、小学校・中学校と同等のものとして組織化した。

豊田：池本氏の、重度の子が不利になるということについて。何をもってよしとするかは、価値的でむずかしいが、やはり、親が選択した場合にはそのように進めてほしい。

フロアから

新井：養護学校内での交流について豊田氏へ。養護学校に来ている子が、養護学校の中で閉鎖的になっている。養護学校の中での集団は何なのかを今悩んでいる。

是永：スウェーデンでの実態について。まず担任の先生とアシスタントの先生がいる。移民が多いため、母国語教師がつき、授業中に訳して説明する。重度の子どもには、その子にだけのパーソナルアシスタントがつく。また、さまざまな専門家が小学校に入り、ハンディ

のある子にも、ない子にも接している。今の問題は、経済の悪化に伴ってどう削っていくか。

渡辺：インクルージョンは、本当のノーマライゼーションの視点から、一般の学校も根本から変えること。重度であればあるほど、周辺に置かれているように思えるが、養護学校の中にこそ人間教育の基本がみられる。これを中心にもっていこうというのがインクルージョン。日本は遅れているともいわれるが、諸外国の問題として残されているものを解決しながら進んでいける可能性がある。

豊田：養護学校内での交流について。私の知っている事例に関していえば、地域との関わりは親の努力で開拓して行くしかない。校内のことでは、やはり親の小さい期待の一つ一つを大事にして、先生方で実現に向けて話し合っている。それが広まれば、他の親の声もどんどん出てくる。それを吸収していけば、新しい芽も出てくるだろう。

窪島：いろいろな観点から、議論になりかけているところで、消化不良のところもあったかと思う。今まで取り組んでいなかったことを、正面から取り組みはじめたばかり。これは出発点であり、

6. SNE学会第2回研究集会、大学院・若手研究者セミナー参観記

SNE学会第2回研究集会 (1995年6月10日)

(1)左藤敦子(東京学芸大学大学院)

大学時代には全く違う研究分野を専攻していたため、障害児教育専攻の大学院生でありながら、私自身、ある種の“特別な教育的ニーズ”をもっている。したがって、今回の集会には大学院生というよりも一社会人として参加したというほうが妥当であろう。これか

ら書くことは、一社会人としての感想として読んでいただければ幸いである。

まず驚いたことは、参加している人々の層の薄さである。ある程度予想していたとはいえ、その現実を目の当たりにして、障害児教育に対する社会的評価や関心の薄さを実感した。私が受けてきた学校教育を振り返っても、

特別なニーズ教育を肌で感じたことはなかったように思う。最近、聴覚障害の問題を取り上げたテレビのドラマ番組がいくつか続いて、手話の認知度は上がったようであるが、果たして正しい理解がなされているかどうかは疑問である。

このように障害児教育と通常の教育との間には、いつの間にか大きな溝ができてしまった。その溝を埋めるための姿勢としては、五本木小学校校長の高橋先生の「養護学校の方々からの統合教育のアプローチがない、もっと積極的に地域の通常の学校へ出かけていくことをお勧めする」とのことばに集約されていると思った。相互の歩み寄りによって、子どものspecial needsに一番近いアプローチが実現できるのではないだろうか。〈親・族〉〈本人〉〈通常学校〉〈障害児学校・学級〉の相互のつながりを強化していくことで、本人不在の教育が少しでも改善されていくのではないかと思う。

インテグレーションを行っていくうえで、立ち足かかる壁の一つに現場の教師の戸惑いや不安感がある。ある保育園ではダウン症児を受け入れた方がいいが、障害児を保育した経験のある保育がいなかったために、どう接したらよいか頭を抱えてしまったという話もきく。教育課程の改革だけでは問題は解決しないであろうが、教員免許取得における障害児教育関係科目の必修など、もっと教師が障害児教育に関心をもてるような制度が必要だと思う。

思いつくままに勝手なことを書いてきたが、

大学院・若手研究セミナー(1995年6月11日)

(1)三上たみ(東京学芸大学研究生)

清水貞夫・窪島務両先生の講義を受講できるということで、たいへん楽しみにして講義に臨んだ。他大学の院生や研究生の参加も予想以上に多く、若干緊張した雰囲気の中で講

次回の学会大会には大学院生としての自覚をもって参加したいと思っている。

(2)柴田久志(東京学芸大学4年)

今回の研究集会は、前回の集会に続いて2回目の参加であった。前回の研究集会が専門的な話に終始したのに比べると、現場や親の視点からの話が中心になり、話がわかりやすかったというのが率直な感想であった。

集会を通じて終始感じたのは、何が問題になっているのかがようやく共通理解となりつつあるのだなということであった。通常の学級に在籍している障害児に対して、どのような発達の保障をしていくのか。また障害児の就学やその後の教育に関して、親の要望をそこまで取り入れるのか。さらには、通常学級と障害児学校・学級がどのような連携をとっていくのか。今回は問題が山積しているのだという現状を確認した集会であり、示された課題については今後解決していかなければならないであろう。

もう一つ感じたことは、今回の参加者は障害児教育関係者が中心であり、通常学級で障害児を抱えて悩み、苦勞している先生方の参加が少なかったことである。通常学級の先生方と一緒に解決策を考えていかなければ、いい解決策は生まれないのではないか。

障害児と特別な援助を必要とする子どもに対する教育に関心のある学生の一人として、今後も研究集会や学会に参加して、学んでいきたいと思っている。

義は始まった。

清水先生からは、アメリカの障害児教育研究の方法について講義がなされた。まず、アメリカの障害児・者に対する教育や福祉の歴史を振り返ることから始まった。問題を見る

場合には、まずはその国のもつ歴史的背景をおさえる必要性が強調されていた。すなわちアメリカについて言えば、農業国アメリカにおける農村がどのように変化してきたのかをおさえることが、実は障害児の教育・福祉の変遷を知る上でも重要であるという指摘であった。「なぜに、日本ではなくてアメリカの障害児教育研究に取り組むのか」という学生の質問に対して、清水先生は次のように答えられた。すなわち、比較によって物事はより見えやすくなるのであり、それは問題意識を比較することであると。その際に論争においてその問題の本質を見ていくという方法を示された。また論争をみる方法として、その論者に丁寧な手紙を書いて資料の提供を受けてみることを提案された。

また、「LRE(最小制約環境)の最小制約という基準はどのようなものであるのか」という質問に対して、「いかに合理的な理由があっても違い方は最小限でなければならないし、その違い方については基本的に裁判判例によって決められる」と述べられた。日本と比較して、アメリカでは違い方を最小限にしようと努力がなされていることに、強く心を動かされた。

窪島先生の講義は「特別なニーズ」概念に焦点をあてられたものであった。日本は諸外国とは異なり、義務教育段階では落第制度がなく、学力問題が大きく表面化しにくいこともあり、SENが自覚されにくいことやその概念が明確にされない理由であることが指摘された。

イギリス、イタリア、ドイツ、オランダなどの障害児教育の実態やインテグレーションの動向についても適宜紹介がされたが、ヨーロッパでインテグレーションが進んでいるといつても初等教育段階までであることが示された。さらに個々の子どもの教育の到達目標が異なっている上でのインテグレーションであり、インテグレーション問題はカリキュラ

ム問題であるとの指摘もなされた。これらは日本にとっては、学校教育制度そのものの見直しを迫られるような大きな課題であるといえる。日本のSENに関わる問題性があらためて浮き彫りになり、解決の方途に展望が見いだせなくなり、思わず溜め息が出るような思いであった。

以上、両先生の話を取り返るにつけ、今こそ、通常の教育と障害児教育との連携・協力が求められていることや、その具体的な方法についてさらに知恵をしばりあつていかなくはならないことを痛感する。SNE学会の創立は、今後の日本の学校教育に大きな影響力をもつものと思われた。私たちがしなければならぬことは、まず日本の教育実態をよく知ることであり、そのためには、世界の趨勢に敏感でなければいけないことを実感した一日であった。

(2)伊部三奈子(東京学芸大学大学院)

SENという用語は知ってはいましたが、その基盤・背景やその有効性についての理解や、今後の方向性については意見をもつことができずにいました。もちろん、いまだ十分な理解や意見をもつまでには至っていませんが、セミナーに参加してその理解が前進したことをまずは記しておきたいと思います。

清水・窪島先生から講義をしていただきました。清水先生の講義では、アメリカ障害者対策の歴史をもとにした問題形成過程の検討と、比較研究の方法と意味が語られました。窪島先生はSENの概念とその国際的動向について話されました。次のような感想をもちました。

第一点は、SENとは何か、SENの概念自体がもっと検討されなければならないのではないかということです。SENの概念が国によって大きな違いをもち、また本場イギリスでも鮮明ではないという実情を知る時、「結局これは何であったのか(何なのか?)」

と振り出しに戻った感がありました。基軸があいまいなまま、ことばや印象だけがひとり歩きしており、私としてはさらに混乱の海に投げ落とされたようです。

二点目は、SENとは何かという問いから派生して、そもそも「教育とは何か」という根本的な問いにぶつかりました。ニーズとはそもそも何かという問いも消えずにあります。このSENに関する議論が障害児教育のみならず、あらためて「人間の教育」を問いなおす側面を持っているとも思いました。

三点目は、国際動向から何を学び、何をどう取り入れるのかということを強く考えさせられました。その際に、日本のニーズこそもっと鮮明にすべきではないかと思いました。

SENに関して理解不足の点が多いのですが、SENの理念には感覚的に共感できる部分があり、また障害児者があたりまえに生活していく社会のあり方を考えるうえで、個々に何らかの糸口を見出せるかもしれないという期待はもっています。今後、SENの考え方が本当に納得のいくものになるためには、さらに理論面の修正や補強が必要でしょう。

今回このような学びの機会に恵まれ、多くの示唆を受けました。講義していただいた両先生に感謝しています。

(3) 新井英靖(東京学芸大学4年)

昨年、興味本位で日本特殊教育学会に顔を出してみた。学会というものはどこもそうなのかもしれないが、そこでは難しいことを難しく話していた。そして、私は難しいことはよくわからないという思いで聞いていた。研究というのはその道の最先端を扱うものであるから、その成果を発表する学会では、よくわからない初学者のことを念頭において話してはくれない。そんなことはわかりきったことではあったけれど、何だか割り切れない気持ちでもあった。

今回の大学院・若手研究者セミナーは、そ

んな私の割り切れない気持ちを晴らしてくれらように思う。学会のシンポジウムという大きな場ではなかなか聞けない、初学者の素朴な質問を受けつけてくれるという趣旨がたいへんに素晴らしいと思った。これは感謝しなければならないことだと思った。

私たち学部生にとって、特別な教育的ニーズという言葉はよく耳にするのであるが、その内実についてはよく知らないというのが本音である。何やら偉い研究者が語り始めたから「大切」な概念なのかと思ってしまう。そのくらい言葉が先行している概念のように思う。学部生にはSENの解釈は難しいのかもしれないが、学部生だって学部生なりに内実をとらえて自分の解釈を加えてみたいと思う。今回たいへんに平易にお話して下さったので、自分なりの解釈に半歩近づいたようにも思う(錯覚かもしれない)。

清水先生はアメリカ障害児教育研究の方法論を、アメリカの歴史を交えて、面白おかしく解説して下さった。直接にSENに迫るものではなかったが、そこへたどりつくためのアプローチの方法を話して下さった。研究を行う時には論争となっている部分に注目してみると面白いというお話が、アメリカ研究に限らず、歴史を見ていく上では大切であると思った。

窪島先生はSENの世界的な動向をお話して下さった。とかく一様にSENの一言で語られてしまいがちなこの概念も、国によってずいぶん違うのであるというお話であった。それゆえに日本独自のSENを考えるとともに、国別のSEN概念の基礎的な研究が欠かせないのではないかと思った。

大学の先生方にしてみればこんなことは当たり前前ということを、学生は知らないということもある。これは学生にも責任がある。だから学生はこのような機会をつかまえて、当たり前と思われることを質問していく。そのうちに、学生は当たり前前のことを当たり前前の知識としても

っている研究者に育っていくのであろうか。このセミナーを通してこのようなことを感じた。

7. 〈ライブラリー〉最近の障害児教育学研究の文献リスト

今後も「会報」に順次掲載していく予定であるので、障害児教育学に関する論文抜刷・著作・資料などを、学会事務局まで送付していただくと幸いです。

* 阿部芳久他6名：障害児教育カリキュラム等に関するワーキンググループ研究報告、全国私立大学教職課程研究連絡協議会「教師教育研究」第8号、1995年。

* 石田祥代・柳本雄次：スウェーデンにおける知的障害児の特別職業学校、筑波大学心身障害学系「心身障害学研究」第18巻、1994年。

* 大井先生退官記念論文集刊行委員会編著「障害児教育学の探究」(田研出版、1995年)。

荒川 智：障害児教育の歴史的展開と教育実践の課題

高橋 智：日本の「近代化」と「精神薄弱」概念の成立－明治期前半の精神病学・法医学領域の検討を通して－

迫 ゆかり：わが国に精神薄弱特殊学級の復興と発展がもたらした意義について－「教育を受ける権利」思想の観点から－

庄司 完：三田谷啓の「治療教育」に関する一考察－「教育的処置」の検討－

星野常夫：フランス19世紀後半の知能遅滞児教育の展開

佐藤順恵：フランス障害児教育教員養成史に関する一考察

渡辺健治：ヴィゴツキーの文化的発達論－障害児へのアプローチを中心に

して－

加瀬 進：スウェーデンにおける教育的統合と社会的統合－「高校未修了者」追跡調査をてがかりに－

山本晴彦：アメリカにおけるメインストリーミングの動向

池本喜代正：障害児教育システムの問題と展望－市町村立養護学校の調査結果を中心に－

中村尚子：肢体不自由養護学校における障害の重度化の背景

広瀬信雄：障害児教育の授業論と教授学－教師支援と授業リフレクション－

西川さやか：知能遅滞児の教育課程－授業研究の方法－

内海 淳：養護学校高等部教育の内容と展開

* 大久保哲夫：教員養成政策の動向と障害児教育の課題、『障害者問題研究』第22巻4号、1995年。

* 小川克正・柳本雄次・石田祥代：スウェーデンにおける肢体不自由児教育－インテグレーション検討委員会報告書を手掛かりにして－、岐阜大学教育学部「治療教育研究紀要」第15号、1994年。

* 小川克正：特殊教育の最初の用語例とその意味－明治10年代文部省事務分掌規程にみる－、『特殊教育研究』第32巻4号、1995年。

* 小川克正：障害児教育の教員養成の歴史と制度、『障害者問題研究』第22巻4号、1995年。

* 小川英彦：精神遅滞児教育における授業評価の検討視点、『発達障害研究』第17巻第1号、1995年

- * 清原 浩・内田芳夫：大学における「障害者教育」教育実践の現状、『障害者問題研究』第22巻4号、1995年。
- * 窪島 務：Special Education Needs とその社会的性格に関する考察－社会的アプローチと教育的パースペクティブの統合－、『滋賀大学教育学部紀要(人文科学・社会科学・教育科学)』第44号、1994年。
- * 窪島 務：21世紀を展望する障害者教育制度のあり方に関する検討、『障害者教育科学』第30号、1995年。
- * 真城知己・名川勝：イギリス1993年教育法の特別な教育的ニーズを持つ子どもに関する規定、『筑波大学リハビリテーション研究』第4巻1号、1995年。
- * 清水貞夫：合衆国におけるカテゴリーなしの“特殊”教育の進展とその問題、『宮城教育大学紀要』第29巻1分冊、1994年。
- * 清水貞夫：合衆国における「医療行為(医療的ケア)を必要とする子ども」の教育問題、『障害者問題研究』第23巻1号、1995年。
- * 「<特集> 障害者問題と福祉教育」『障害者問題研究』第23巻2号、1995年。
- 高橋 智：「人権としての福祉教育」の創造をめぐる理論問題－「福祉を学ぶ権利」の保障と「国民的福祉教養」の形成－
- 大久保哲夫：障害者理解と福祉教育
- 澤田清方：福祉教育を考える－地域福祉の立場から－
- 山口洋史：「思いやりの心・共に生きる心」の育成と学校教育の課題－福祉教育副読本の検討を通して－
- 訓覇法子：スウェーデンにおける福祉教育の視座－民主主義社会の市民形成教育－
- 青木道忠：学習の出発点としてのよりよい出会い－小学校における「障害者理解の教育」－
- 藤森善正・八尋薫子：共感と科学的な認識を育てる教育－中学校における「障害者問題」学習－
- 江渡英之：障害を理解し励ましあつて成長する中学生－学校行事活動の中での障害者－
- 西村和正：高校福祉科における福祉教育
- 三上たみ・高橋 智：障害理解教育の展開と今後の課題－1970年代以降の障害児教育研究運動における議論を中心に－
- * 高橋 智他編著：『教育実習への招待～あなたとつくるサクセス・ストーリー～』(エディケーション、1995年)。
- * 高橋 智：福祉系大学における教師教育の意義、『東海教師教育研究』第11号、1995年。
- * 高橋 智：福祉マインドのある教師の育成を－福祉教育を教師教育の基礎教養に－、東海高等教育研究所『大学と教育』第15号、1995年。
- * 高橋 智：「谷間」の子どもたちをどのように救済するか－学習障害児の“高校”見晴台学園の取り組みから学ぶ－、『中部教育学会会報』第16号、1995年。
- * 高橋 智・西村和正他：高校福祉科の教育のあり方に関する研究(2)－全国福祉科の現状に関する討論－、『日本福祉大学社会科学研究所年報』第9号、1995年。
- * タルボット.M.E著(中野善達・清水知子訳)『エドゥアール・セガンの教育

- 学－精神遅滞児教育の理論－』(福村出版、1994年)。
- * 中野善達：『国際連合と障害者問題』(筑波大学教育研究科リハビリテーションコース中野研究室、1995年)
- * 平田勝政：戦前の社会事業分野における「精神薄弱」概念の歴史的研究Ⅱ(上・下)－全国社会事業大会等における「精神薄弱」関係用語・概念の検討－、『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第48号・第49号、1995年。
- * ポール・デイビス・チャップマン(菅田洋一郎・玉村公二彦監訳)『知能検査の開発と選別システムの功罪－応用心理学と学校教育－』(晃洋書房、1995年)。
- * 三上たみ：福祉教育副読本にみる障害児問題－障害児理解の観点から－、『日本福祉大学大学院研究論集』第8号、1995年。
- * 茂木俊彦：障害児教育または特殊教育の対象規定をめぐる－特別な教育的ニーズ概念を中心に－、東京都立大学『人文学報』第259号、1995年。
- * 茂木俊彦：『新・障害児教育入門』(労働旬報社、1995年)。
- * 茂木俊彦・清水貞夫編著『障害児教育改革の展望』(全障研出版部、1995年)。
- 茂木俊彦：ノーマラゼーションと障害者の人権
- 荒川 智：障害児教育の概念と対象
- 清水貞夫：障害児義務教育制度の直面する問題
- 窪島 務：通常の学校における「特別なニーズ教育」をめぐる諸問題
- 渡部昭男：後期中等教育と教育的統合
- * 山口 薫：用語問題を考える－精神薄弱・特殊教育を中心に－、『明治学院論叢』第560号(心理学紀要第5号)、1995年。
- * 山口 薫・小鴨英夫：英国におけるEducational Psychologist－その役割、機能、養成－、同上誌。
- * 山崎由可里：初期の治療教育学の系譜に関する研究ノート、名古屋大学大学院教育学研究科教育学専攻『教育論叢』第38号、1995年。
- * 渡部昭男：盲・聾学校における高等部の入学選抜制度、『鳥取大学教育学部研究報告(教育科学)』第36巻2号、1994年。
- * 渡部昭男：米国教育使節団報告書における「特殊教育」記述－教育的インテグレーションの視点から－、『鳥取大学教育学部教育実践研究指導センター研究年報』第4号、1995年。
- * 渡部昭男：日本における盲・聾・養護学校の位置的統合、『鳥取大学教育学部研究報告(教育科学)』第37巻1号、1995年
- * 渡部昭男：『障害児の就学・進学ガイドブック』、青木書店、1995年。

10. SNE学会入会案内、会則(案)、諸規定(案)

「特別なニーズ教育とインテグレーション学会」(略称SNE学会) 入会のご案内

いま、ユネスコは「すべての子どもたちのための学校」(SFA: School for All)という標語で、学校がいろいろな違いを持った子どもたちの学習と発達、連帯と平等の場となることを求めています。そのために、なによりも通常の学校が一人ひとりの子どものニーズに応えられるように変革されるべきだとしています。同時に、障害を有する子どもに対しては、障害の程度や種類によっては特別の教育が必要であることも否定していません。子どもの最善の利益を第一義的な権利として掲げる子どもの権利条約は、その第23条(障害児の権利)で「障害児の特別なケアへの権利」「障害児の特別なニーズ」を認めています。

日本の子どもたちに目を向けてみると、なんらかの障害を有しながら通常の学校に在籍する子どもたちはすでに国際的な比較においてももっとも高い率にあります。しかし、わが国においては、その場合子どもたちの特別なニーズはほとんど考慮されていないといつてよい状況にあります。さらには、障害とはいえない学習上の困難や心身症、アレルギー、不登校・登校拒否、高校中退など本来通常の学級で十分な学習が保障されるべき多くの子どもたちが、なんらかの教育的な援助を求めています。

これまで、障害者教育と通常の教育は、理論研究の面でも教育実践の面でもややもすると隔絶された関係にありました。障害者教育に関する既成学会は障害児の特殊性にのみ目を向け、通常の学級の教育に目を向けることが少なく、また通常の教育を対象にする学会は障害児の教育をほとんど視野の外においているといつても言い過ぎとはいえないのではないのでしょうか。ユネスコは、これまでのよ

うに障害を有する子どもと障害を持たない子どもという二分法ではなく、なんらかの特別な教育的ニーズを有する子どもたちの「可能な限り最大限の発達」を保障する教育を総称して「特別なニーズ教育」(SNE)と呼んでいます。これを制度、理論、教育方法や技術などの各分野で確立し、充実する課題は、私たちにこれまでの学問的な枠組みを越えた協同の研究を求めています。こうした要請に応えるために、新たに「特別なニーズ教育とインテグレーション学会」(略称SNE学会)を設立いたします。この学会の特徴は大きくは次の点にあります。

一、「障害児」と「健常児」という区別によって、実践や学問的研究の分野に境界線を引くのではなく、その統合をめざします。

一、同時に、一人ひとりの子ども・青年の特別な教育的ニーズの存在を認め、その内容を明らかにして、必要な場合には障害者教育も含めて特別な教育的配慮と指導のあり方を実践と理論研究の両面から積極的に探究します。

一、特別なニーズ教育の内容、方法・技術、補助装置などに関する実践研究を学会の主要な課題のひとつとして位置づけます。

私たちは、以上のような趣旨から、規模は小さくても真摯で活気のある開かれた協同の研究活動の場を持ちたいと考え、新学会の設立にいたしました。こうした課題意識と関心を共有する多くの方々にこの「特別なニーズ教育とインテグレーション学会(略称SNE学会)」への入会を心から呼びかけます。

1995年3月

「特別なニーズ教育とインテグレーション学会」設立準備委員会

*1995.11.25第1回総会で正式決定予定

「特別なニーズ教育とインテグレーション学会」会則(案)

第1条(名称)

本会は、特別なニーズ教育とインテグレーション学会(略称「SNE学会」と称する。英語表記を“Japanese Society for Study of Special Needs Education and Integration”とする。略称「SNE学会」とする。

第2条(事務局)

事務局は、東京学芸大学におく。

第3条(目的)

本会は、次の課題の追求を通して、学習と発達への権利に関する教育科学の確立を期する。

- 1 障害を有する人々の障害と発達を考しつつ、障害児学校や障害児学級だけでなく、多様な教育形態での適切な教育の在り方を研究する。
- 2 確定しうる障害を有しないが、特別な教育的ニーズを有する人々の学習と発達への権利を実現するために必要とされる研究を行う。
- 3 通常の学級での障害を有する人々の学習の可能性とともに、障害を有する人々と他の人々との共習、協同学習を可能な限り実現するための基礎的、実践的研究を行う。

第4条(事業)

本会は、次の事業を行う。

- 1 研究大会の開催。研究大会の開催にかかる規定は別に定める。
- 2 研究誌の発行。研究誌にかかる規定は別に定める。
- 3 研究委員会の組織。研究委員会にかか

る規定は別に定める。

- 4 研究成果に基づく図書等の刊行。
- 5 国際的な学術交流、共同研究の推進。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第5条(会員)

本会の目的に賛同し、その目的追求に参加する意志を有する者は、会員1名の推薦に基づいて、会員となることができる。入会時に、入会費2000円を納入するものとする。

第6条(会員の権利)

- 1 会員は、本会の事業に参加することができる。
- 2 会員は、総会に出席して意見を述べ、議決に参加することができる。

第7条(総会)

本会の最高議決機関は総会である。定期総会は、年1回開かれる。臨時総会は、理事会がこれを召集する。理事会は、会員の3分の1以上の署名による要求があるときは、総会を招集しなければならない。

総会は次の議題を審議、決定する。

- 1 事業報告及び収支決算の承認。
- 2 事業計画及び予算の審議。
- 3 役員の承認及び報告。
- 4 その他、本会の事業に関する件。

総会は、当分の間、出席した会員の数をもって成立とし、その過半数をもって議決する。

総会の運営にかかる事項は別に定める。

第8条 (役員)

本会に次の役員を置く

- 1 理事若干名。理事は互選により代表理事を選出する。
- 2 事務局長及び幹事若干名。事務局長は理事会が互選し、幹事は理事会が委嘱する。
- 3 評議員若干名。評議員は理事会が委嘱する。
- 4 会計監査2名。会計監査は理事会が委嘱する。
- 5 役員の任期は3年とする。再任を妨げない。
理事の選出は、会員の選挙による。選挙の方法は別途定める。

第9条 (理事会)

- 1 理事は、理事会を組織し、本会の会務全体を総括する。
- 2 本会に会長はおかない。必要があるときは、代表理事がその任に当たる。

第10条 (評議員会)

評議員会は、学会の任務に照らして学会のあり方、学会の果たすべき役割、研究課題全般について、理事会にたいして助言および意見の具申を行う。

また、理事会から諮問を受けたときにはこれにたいする答申を行う。

評議員会には、本会代表理事、事務局長および研究誌編集委員長が出席することができる。

第11条 (事務局)

本会に事務局をおき、事務局長と幹事で構成する。事務局は会の事務処理を行う。

第12条 (会計)

- 1 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、印税その他の収入により賄う。

- 2 会費は、年額5000円とする。

- 3 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第13条 (細則)

本会の運営を民主的かつ円滑にするために、別に会則細則を定めることができる。

第14条 (会則改正)

本会則の改正は、総会において3分の2以上の支持により行われる。

付則 本会の会則は、1995年11月25日より施行する。ただし、本会準備委員会は会の運営を、本会則(案)その他の規定(案)に基づいて行うものとする。その間の役員人事等は準備委員会の責任で行い、設立総会で承認を受けるものとする。第1期の理事は準備委員会が推薦し、総会で承認を受けるものとする。

編集委員会規定(案)

- 1 編集委員会は、理事会が委嘱した委員をもって、構成する。
- 2 編集委員会は、互選により編集委員長と副編集委員長を選出する。
- 3 編集委員会は、編集事務を担当する編集事務局員若干名を委嘱することができる。
- 4 編集委員会は、本会研究誌「SNEジャーナル」の編集の任に当たり、年1回以上刊行する。
- 5 編集委員会は、定期的に委員会を開催しなければならない。

- 6 編集委員会は、本会研究誌への論文の寄稿を本会会員に、また特に必要と認められる場合には本会会員以外にも、依頼することができる。

- 7 編集委員会は、投稿論文の査読を行う複数の委員を委嘱する。そのうち、1名は編集委員とする。

- 8 編集委員会は、複数の査読委員の評価に基づいて投稿論文の採否を決する。

- 9 編集委員会は、論文投稿者に投稿論文の採否を文書によって速やかに通知しなければならない。

- 10 編集委員会は、編集委員会の審議経過を適宜、理事会に報告しなければならない。

- 11 投稿規定は編集委員会が定める。

「SNEジャーナル」編集規定及び投稿規定(案)

編集規定

- 1 本誌は、「特別なニーズ教育とインテグレーション学会」(略称SNE学会)の研究誌であり、誌名を「SNEジャーナル」とする。当分の間、原則として1年1巻として発行する。
- 2 本誌は、本誌の性格にふさわしい未発表の原著論文、資料、研究レビュー、会報、その他で構成する。教育実践研究も、その実践及び研究が明確な仮説に基づいておこなわれ、論文が論理的に構成されているものは、原著論文として扱う。
- 3 出版形式は、印刷によるものとするが、フロッピー・ディスク出版(原稿を単純

にテキスト・ファイルに変換しただけのもの)も用意し、希望者に有償で頒布する。

- 4 本誌に投稿できる者は、編集委員会の依頼による者以外は、本会会員に限る。

- 5 本誌に投稿しようとする会員は、所定の投稿規定に従うものとする。

投稿規定

- 1 論文投稿者は本会会員に限られる。
- 2 研究論文その他は、未発表のものに限る。
- 3 原著論文は、図表を含めて、400字詰め原稿用紙50枚以内とする。
資料、研究レビューは、400字詰め原稿用紙30枚以内とする。
- 4 原稿は全てワープロにより、B5判に20字×20行でタイプし、原稿3部とともにフロッピー・ディスク(テキスト・ファイルが望ましい)を添付する。使用したワープロ機種等については所定の書式による仕様書を添付すること。図表等は、そのまま複写印刷ができるように、本文とは別途に実寸で作成したものを添付し、本文原稿中に印刷箇所を指示すること。図表等の印刷費は、原稿執筆者に別途負担を求めることがある。
- 5 投稿原稿には、本文とは別に、英文で400語程度の抄録を付け、その和文訳を添付するものとする。欧文抄録もワープロを使用し、フロッピー・ディスクを添付すること。英文抄録は、執筆者の責任で正確な英文にして提出すること。
- 6 外国人が投稿する場合は、英文での投稿

を認める。その際には、400字程度の日本語による抄録を付けるものとする。

7 文献及び注の記載は次の例によるものとする。

8 原著論文、資料、研究レビューには、執筆者の責任で3～5項目のキーワードを付けるものとする。

9 印刷の体裁、その他は編集委員会が決定する。

10 投稿原稿は、返還しない。

投稿原稿キーワードおよびワープロ仕様書

執筆者氏名 英文表記 (注：英文表記の姓と名の順序は日本語の順序によるものとする)	
論文題目（英文は、活字体で明瞭に記述すること） 主題 英文 副題 英文	
キーワード（日本語および英語の両方を併記する事）	
ファイル名	
フォーマット形式（2DD,2HD;1.2MB,1.44MB）	
ワープロ機種	メーカー名